

令和 7 年第 2 回野辺地町議会

臨時会会議録

招 集 年 月 日 令和 7 年 5 月 1 5 日 (木)

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会 (開議) 令和 7 年 5 月 1 5 日 (木) 午前 9 時 3 0 分

出席議員 (12 名)

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者		長 根 一 彦
総 務 課 長		高 山 幸 人
企 画 財 政 課 長		西 舘 峰 夫
防 災 管 財 課 長		木 明 裕 二
産 業 振 興 課 長		上 野 義 孝
町 民 課 長		富 吉 卓 弥
介 護 ・ 福 祉 課 長		飯 田 貴 子

健康づくり課長	木 明 修
建設水道課長	五十嵐 洋 介
建設水道課調整監	古 林 輝 樹
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	飯 田 満
学校教育課指導室長	濱 田 健 太 郎
社会教育・スポーツ課長	玉 山 順 一
中央公民館長兼図書館長 兼歴史民俗資料館長	二 木 智 徳
総務課長補佐	七 島 良 嘉
総務課主幹	四 戸 俊 彰

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 中 利 実
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第 1 号）

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	選任第 1 号 常任委員の選任
日程第 4	選任第 2 号 議会運営委員の選任
日程第 5	提案理由説明
日程第 6	報告第 2 号 令和 7 年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について
日程第 7	承認第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）
日程第 8	承認第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例）
日程第 9	承認第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
追加日程第 1	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
追加日程第 2	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第10	閉会

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した

4 番	村 中 玲 子
8 番	中 谷 謙 一

町長の提出議案

報告第 2 号	令和 7 年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について
承認第 3 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）
承認第 4 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例）
承認第 5 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健

康保険税条例の一部を改正する条例)

議会の提出議案 な し

会議に付した議案

報告第 2 号 令和 7 年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について

承認第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）

承認第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例）

承認第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） おはようございます。ただいまから令和7年第2回野辺地町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第111条の規定によって、4番、村中玲子君、8番、中谷謙一君を指名します。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会で会期について審議した結果を皆様に配付しております。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎選任第1号 常任委員の選任

○議長（岡山義廣君） 日程第3、選任第1号 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長が指名いたします。

指名する常任委員については、事務局長から朗読させます。

事務局、どうぞ。

○議会事務局長（田中利実君） それでは、常任委員について申し上げます。

初めに、総務常任委員会は、4番、村中玲子議員、5番、五十嵐勝弘議員、8番、中谷謙一議員、9番、野坂 充議員、10番、大湊敏行議員、11番、赤垣義憲議員、以上6名です。

次に、建設産業保健衛生常任委員会は、1番、横浜睦成議員、2番、高沢陽子議員、3番、木戸忠勝議員、6番、戸澤 栄議員、7番、古林輝信議員、12番、岡山義廣議員、以上6名です。

常任委員については以上となります。

○議長（岡山義廣君） お諮りします。

以上のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

◎選任第2号 議会運営委員の選任

○議長（岡山義廣君） 日程第4、選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長が指名いたします。

指名する議会運営委員については、事務局長から朗読させます。

事務局、どうぞ。

○議会事務局長（田中利実君） それでは次に、議会運営委員について申し上げます。

1番、横浜睦成議員、2番、高沢陽子議員、3番、木戸忠勝議員、6番、戸澤 栄議員、7番、古林輝信議員、11番、赤垣義憲議員、以上6名です。

議会運営委員については以上となります。

○議長（岡山義廣君） お諮りします。

以上のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

各常任委員会及び議会運営委員会について、正副委員長が決定したので、事務局長から朗読させます。

事務局、どうぞ。

○議会事務局長（田中利実君） それでは、ご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長、5番、五十嵐勝弘議員、副委員長、8番、中谷謙一議員。

次に、建設産業保健衛生常任委員会委員長、3番、木戸忠勝議員、副委員長、1番、横浜睦成議員。

議会運営委員会委員長、11番、赤垣義憲議員、副委員長、6番、戸澤 栄議員となります。

なお、議会運営委員会において、広報委員も選出されておりますので、併せてご報告させていただきます。広報委員、1番、横浜睦成議員、3番、木戸忠勝議員、4番、村中玲子議員、5番、五十嵐勝弘議員、10番、大湊敏行議員、11番、赤垣義憲議員。なお、広報委員会の委員長です。1番、横浜睦成議員、副委員長、10番、大湊敏行議員。

以上となります。

◎提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第5、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） おはようございます。本日ここに、令和7年第2回臨時会を招集しましたところ、議員各位にはご多用のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、本臨時会に上程をされました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、報告第2号「令和7年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について」であります。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和7年度の一般財団法人野辺地町観光協会予算についてご報告するものであります。

次に、承認第3号から承認第5号までは、「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について」であります。承認第3号は、「野辺地町町税条例の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、野辺地町町税条例において所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和7年4月1日等と緊急を要することから、専決処分したものであります。

承認第4号は、「野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例」であります。離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等において所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和7年4月1日と緊急を要することから、専決処分したものであります。

承認第5号は、「野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、野辺地町国民健康保険税条例においても所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和7年4月1日と緊急を要することから、専決処分したものであります。

以上、上程されました議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い本職並びに関係職員から詳細ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

◎報告第2号 令和7年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について

○議長（岡山義廣君） 日程第6、報告第2号 令和7年度一般財団法人野辺地町観光協会予算に

ついてを議題とします。

産業振興課長から説明を求めます。

課長。

○産業振興課長（上野義孝君） おはようございます。それでは、議案書 1 ページをお願いいたします。報告第 2 号は、令和 7 年度一般財団法人野辺地町観光協会予算についてであります。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、町が出資している一般財団法人野辺地町観光協会予算について、ご報告するものであります。

別冊、予算報告書でご説明いたします。1 ページをお願いいたします。令和 7 年度の事業計画は、本ページに記載している 1 から 16 までの事業を主に実施することとしております。

2 ページをお願いいたします。収支予算書についてご説明いたします。収支予算書につきましては、1 ページ目の主なる事業などを実施するための予算となっております。予算書の説明は、主なる科目についての説明とさせていただきます。

収支予算書左上、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、（1）、経常収益の事業収益は、P R センター売店のほか外販などでの販売売上げで 719 万円を見込んでおります。各地で開催されるイベントへ町の P R 外販に行く機会が増えることなどを想定し、前年度比 27 万円の増収を見込んでおります。

受取補助金等の 2,434 万円は町からの補助金で、このうち 1,884 万円は職員の給与費やおもてなしスタッフ要員の賃金等であり、一段下の 550 万円は祇園まつり参加祭典部と祇園まつり実行委員会に係る補助金で、トータル前年度比 105 万 6,000 円の増となります。

3 科目下の雑収益 98 万 8,000 円は、受託事業に係る請負手数料が主なるものです。

さらに 3 科目下の受託料は、地域おこし協力隊コーディネート業務の受託料で 1,039 万 6,000 円となり、前年度比 519 万 8,000 円の増となりました。令和 7 年度から新たに 2 名の地域おこし協力隊が着任し、観光部門と情報発信分野で町を P R していただくこととしております。

経常収益の計は 5,094 万 5,000 円となり、前年度比 669 万 2,000 円の増となります。

次に、（2）、経常費用についてご説明申し上げます。事業費の総額は 3,530 万 7,000 円で、前年度比 404 万円の増となっております。

給料手当 831 万 2,000 円は、売店に係る人件費のほか、地域おこし協力隊の報酬に係る経費も含まれた額となっており、前年度比 273 万 8,000 円の増となります。

2 段下の旅費交通費 20 万円は、地域おこし協力隊の活動に要する旅費で、2 段下の消耗品費 286 万 1,000 円は、春まつりなどの各種事業及び売店の運営に係る消耗品費となっております。

3 段下の広告宣伝費 108 万 5,000 円は、春まつりや祇園まつりなどの事業に係る広告宣伝、次の段の運行費 224 万円は、祇園まつりに係る誘導員、音響などに係るものです。

8 段下からの頭に P R と記載された各科目は、P R センターの一部管理に伴う経費となっております。

次の仕入れ412万円は、売店会計や各種イベントへ出店するために販売商品の仕入れに要する経費となっております。

4 段下の繰出金は、各会計調整のための繰り出しとなります。

6 段下の開発研究費の5万円は、野辺地産イチゴを使用した商品開発費で、現在イチゴあんこだんご、そしてイチゴ大福など2種類のお菓子を試作中でございます。

次の管理費の総額は1,590万7,000円で、前年度比132万1,000円の増となっております。観光協会職員の給与をはじめとする管理運営の経費となっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額はマイナス26万9,000円となっておりますが、このマイナス分については、2の経常外増減の部に記載しております一般正味財産期首残高、いわゆる前年度からの繰越金230万7円を本年度の経常収益に充て、一般正味財産期末残高を203万1,007円としております。

最後の段、Ⅲ、正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の203万1,007円と、町からの出資金である指定正味財産期末残高300万円の合計額となる503万1,007円となっております。

3 ページは、ただいまご説明いたしました予算書の内訳となっております。後ほど御覧ください。

なお、この予算書は、令和7年3月24日に開催されました理事会において承認されております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第2号は報告事項であります。質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） おはようございます。まず、町からの補助金が105万6,000円増額となっておりますけれども、この理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 105万円増額された理由でございますが、職員の昇給、そしてそれに伴う福利厚生分、おもてなしスタッフ要員の最低賃金のアップなどが含まれております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 受託料の部分ですけれども、地域おこし協力隊の観光部門と情報発信分野と2部門ありますが、どのような仕事をされるのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

まず、1人目でございますが、長濱順子さんのほうは活動内容といたしまして、移住・定住ポー

タルサイト等を活用した情報発信、そして移住・定住の促進に資する活動をしていただくこととしております。

もう一人の方は、上野 実さんと申しまして、活動内容といたしましては、町観光協会と連携した活動のほか、地域振興に資すると思われる取組の中から重点的に取り組む内容を自ら決定し、実施するということになっております。なので、上野さんに関しては町の特産品を発見し、今までになかったものを作って販売する、そういうものを今考えている最中でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） そうすると、今開発しているイチゴ等を使用した商品開発にも携わっているということですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

イチゴのだんご等に関しましては、昨年から観光協会が作っている最中でございまして、上野さんに関しては、この間の春まつりでもちょっと試験的に売りましたが、けつめい茶……

〔「チャイ」の声あり〕

○産業振興課長（上野義孝君） シロップ、チャイですね、ああいうのを今試験的に作って、これからさらに開発していくこととしております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まつり持続支援補助金が運行費に充てられるとありますが、このうちの実行委員会に50万円が振り分けられています。この実行委員会に観光協会の職員は含まれているのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

観光協会の職員も含まれております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 観光協会ではInstagram等のSNSにおいて積極的に情報発信しているということは、非常に高く評価できるものと考えておりますが、それを見ると塩焼きそばだったりとか、新たな食の開発も進めていることが分かります。この情報がどれだけの町民に知られているのかというところで、観光協会が各地のイベントに積極的に参加して野辺地町をPRしていることを、どれだけの町民が知っているのかというところが、実際そんなに知られていないのではないかなと思って、そこが残念に感じています。新しい料理などを外でPRして、新しい食の知名度が上がったとしても、それを町民が知らなければ一体感が生まれないというか、町民も分かっていて、「そうそう、これおいしいのです」と勧められるような、そういった町民に対しての周知という

ところもしっかりやっていければなというところを、ぜひ観光協会のほうにも一言話していただければなと思います。要望です。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

◎承認第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税
条例の一部を改正する条例）

○議長（岡山義廣君） 日程第7、承認第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

会計管理者から説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（長根一彦君） おはようございます。それでは、議案書3ページをお願いいたします。承認第3号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

4ページをお願いします。専決処分した理由。地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、野辺地町町税条例においても所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和7年4月1日等と急を要することから、専決処分したものであります。

新旧対照表でご説明いたしますが、改正は、国から示されたモデル内容形式に基づき行っておりますことから、条項のずれや条文の整備的な改めは省略し、主なる概要を説明してまいります。

18ページをお願いいたします。表の左側が改正後、右側が改正前となります。

第18条は、公示送達の規定です。概要ですが、徴収金に関する書類の送達が困難であると認められるときの公示送達について、これまでの掲示の方法に、「又は」として、公示事項をインターネットを用いる方法で閲覧できる状態、いわゆる町のホームページに掲載し、その状態にしておく措置を取る等の改正となります。

19ページをお願いします。第34条の2は、所得控除の規定です。法改正で特定親族特別控除が創設されたことを受け、控除すべき金額に特定親族特別控除額を加えたものであります。

参考までに、特定親族とは、住居と生計を一つにする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円を超え123万円以下の人、配偶者や青色事業専従者を除く親族となります。特定親族特別控除とは、居住者が特定親族を有する場合に、その居住者の総所得金額等からその特定親族1人につき、その特定親族の合計所得の金額に応じて控除するものであります。

次の36条の2は、町民税の申告規定です。同じページになります。第1項の改正は、20ページ、この改正も先ほどの特定親族特別控除の創設に伴う特定親族特別控除額を加えたものになります。

続きまして、21ページの36条の3の2及び23ページにかけての36条の3の3の改正につきましても、特定親族特別控除の創設に伴う各申告書に特定親族に関わる規定を整備したものであります。

23ページ下段からの第82条は、軽自動車等に対しての種別割の税率の改正であります。原動機付自転車のうち、2輪のものに関わる種別割の税率区分が4区分から5区分に改正しております。加えた区分は、24ページ、ハ、2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワットのもの、年額2,000円となります。

25ページから27ページ、第90条の改正は、身体障害者等に対する種別割の減免規定です。道路交通法の改正によるマイナ免許証の運用開始に伴い、減免申請時に、改正前は運転免許証の提示であったものを、改正後、運転免許証またはマイナ免許証の提示とする規定の改めとなっております。

29ページをお願いいたします。第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするべき申告の規定です。法の改正に合わせ、第14項に特定マンションに係る規定を新設したものであります。概要は、固定資産税の減額規定の適用を申告書の提出がなかった場合でも一定の要件を満たしている場合、適用する内容の改正となっております。また、14項の新設に伴い、改正前の14項及び15項を、15項、16項とする改正を行っております。

続きまして、29ページ下段から34ページまでの改正前における附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例及び第10条の5、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするべき者がすべき申告等の規定ですが、この規定を削除するものであります。

34ページをお願いします。先ほどの規定削除に伴い、改正前の第10条の6を第10条の4に、また項ずれを改めたものであります。

37ページをお願いします。第16条の2の2に、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を新設したものであります。概要は、加熱式たばこの課税標準を区分に応じて換算し、紙巻きたばこの本数としたものであり、各項、各号で換算する方法を規定しております。参考までに、たばこ1,000本当たり6,552円の課税となっております。

13ページに戻っていただきます。附則です。第1条で、本条の施行期日を令和7年4月1日からとしておりますが、第1号から第3号までに掲げる規定は、別に定める日からとしております。

第2条から、26ページの第6条までは、所要な経過措置となります。

説明は以上となります。ご承認のほどよろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） ちょっと疑問なところがありましたので、確認のためお伺いします。

19ページの所得控除の関係で、特定親族特別控除額の、その部分で該当する人の年齢が19歳から23歳未満、そしてその次、何というふうにおっしゃいましたか。「住居同一の」と言いましたか。

要と一緒に住んでいるかどうか、そこをもう一度お願いします。

○議長（岡山義廣君） 会計管理者。

○会計管理者（長根一彦君） お答えいたします。

居住者で生計を一つにするというお話をさせていただきました。生計ですね。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例）

○議長（岡山義廣君） 日程第8、承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（長根一彦君） それでは、議案書41ページをお願いします。承認第4号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

42ページをお願いします。専決処分した理由。離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令等が令和7年3月31日に公布され、適用期限の延長等を内容とする所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和7年4月1日であったことから、専決処分したものであります。

43ページをお願いします。専決処分したのは、野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例であります。

それでは、主なる改正点について、新旧対照表でご説明いたします。47ページをお願いします。

第1条関係は、野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例、続きまして48ページ下段、第2条関係は野辺地町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例です。いずれの条例も、第2条の不均一課税に関する規定における適用期限を2年延長したものであるほか、省令の一部改正に合わせ、項ずれの反映や関係規定を整備したものであります。

続きまして、50ページをお願いいたします。中段、第3条関係は、野辺地町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例です。改正は、第2条、課税免除の適用期限を3年間延長したものであります。

なお、いずれの条例も、施行日は令和7年4月1日であります。

説明は以上です。ご承認のほどよろしく申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎承認第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（岡山義廣君） 日程第9、承認第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。

議案書53ページをお願いいたします。承認第5号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

56ページをお願いいたします。専決処分をいたしましたのは、野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

54ページに専決理由を記載しております。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、野辺地町国民健康保険税条例においても所要の改正が必要となりましたが、施行令が令和7年4月1日と緊急を要することから、専決処分を行ったものであります。

新旧対照表でご説明いたします。58ページをお願いいたします。第2条では、賦課限度額の引上げにより、第2項ただし書で「65万円」を「66万円」に、第3項のただし書では「24万円」を「26万円」に改めました。

また、下段にあります第25条は、軽減判定所得の基準額の見直しにより、第1項中においては第2条と同様の額に改め、5割軽減に当たる同項第2号中では「29万5,000円」を「30万5,000円」に、2割軽減に当たる同項第3号中では「54万5,000円」を「56万円」に改めるものであります。これにより、国民健康保険の被保険者間において、低所得層の保険税負担の軽減を図ることになります。

この条例の施行日は、令和7年4月1日からとなります。

以上、承認第5号についてご説明申し上げました。ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

ここで資料の配付を行いますので、暫時休憩します。

休憩（午前10時10分）

再開（午前10時12分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎日程の追加について

○議長（岡山義廣君） お諮りします。

各常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件、追加日程第2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を追加日程第1として、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 追加日程第1、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第7条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 追加日程第2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本臨時会に付議されました事件の審議が全部終了しました。

これをもって令和7年第2回野辺地町議会臨時会を閉会します。

(午前 1 0 時 1 5 分)